

	(参考・喫煙専用室等の単位面積当たり助成対象経費 $\frac{C}{A} =$ _____) 円/m ²)
助成金申請 金額 (注 2)	円

注1 受動喫煙防止措置を実施する場所、仕様等の内容を記載すること。また、工事予定の図面を添付すること。

注2 助成対象経費の2分の1 (※喫煙専用室の設置等の措置を講じる事業場が労働基準法(昭和22年法律第49号)別表第1第14号に規定する料理店又は飲食店の事業を営んでいる中小企業事業主の場合、3分の2) 又は100万円の低い方の額を記載すること(千円未満は切捨て)。